

税 申 告

市県民税申告・所得税の確定申告は、自宅で

問市県民税／市民税課 ☎(082)420-0910 所得税／西条税務署 ☎(082)422-2191 (代表)

市県民税申告書の提出は原則郵送で

申告相談会場の混雑緩和のため、来場を控え、郵送で申告書を提出してください。

市県民税申告書送付時期／2月上旬予定

対 令和6年度の市県民税申告をし、令和7年度の申告が必要と思われる人

提出方法／申告書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送

※申告書は市ホームページからもダウンロード可。
※早めに申告書を作成したい場合や市ホームページからダウンロードできない場合は、ご連絡ください。

※記入方法は、申告書送付の際に同封する申告書の書き方（簡易版）を参考にしてください。

※申告内容に不明な点がある場合は、確認の連絡をします。必ず電話番号を記入してください。

申告相談会場の混雑緩和にご協力ください

相談会場の混雑を避けるため、会場に入場できる人数を制限します。状況により時間をずらして再来場をお願いすることがあります。

※円滑な申告受付と待ち時間短縮のため、医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」、営業・農業・不動産所得がある人は「収支内訳書」を事前に作成し、持参してください。

※申告会場の受付状況は、市ホームページ「市県民税申告相談会の受付状況について」で確認できます。

所得税の確定申告書の作成は
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で

自宅からスマートフォンやパソコンを利用して、申告書の作成ができます。

提出方法／e-Tax で送信または印刷して郵送



詳しくは、ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

市県民税申告の相談会場・日程

受付時間／いずれも9:30～15:30

※混雑状況により、受付終了時間を繰り上げる場合があります。

日程	地域	会 場
2月17日(月)	西条	消防局2階講堂
2月18日(火)	西条	消防局2階講堂
2月19日(水)	高屋	造賀地域センター
2月20日(木)	八本松	八本松地域センター
2月21日(金)	八本松	八本松地域センター
2月25日(火)	河内	入野地域センター
2月26日(水)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター
2月27日(木)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター
2月28日(金)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター
3月3日(月)	福富	湖畔の里福富多目的ホール
3月4日(火)	福富	湖畔の里福富多目的ホール
3月5日(水)	高屋	高屋西地域センター
3月6日(木)	高屋	高屋西地域センター
3月7日(金)	豊栄	豊栄生涯学習センター
3月10日(月)	安芸津	安芸津生涯学習センター
3月11日(火)	安芸津	安芸津生涯学習センター
3月12日(水)	志和	志和堀地域センター
3月13日(木)	河内	河内保健福祉センター
3月14日(金)	西条	消防局2階講堂

※西条地域は昨年と会場が異なります。

所得税の確定申告会場・日程

場所／西条税務署

開設期間／2月17日(月)～3月17日(月)

※土曜・日曜・祝日を除く

受付時間／8:30～16:00

(相談時間／9:00～17:00)

※駐車場には限りがありますので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※会場への入場には入場整理券が必要です。

オンライン事前予約／LINEで発行(2月7日(金)申込開始)

当日配布／税務署で当日発行(若干数。なくなり次第、受付終了)

※申告会場では、ご自身のスマートフォン操作による申告書の作成をお願いします。

※マイナンバーカードの2種類のパスワードをご準備ください。

①利用者証明用電子証明書(数字4桁)

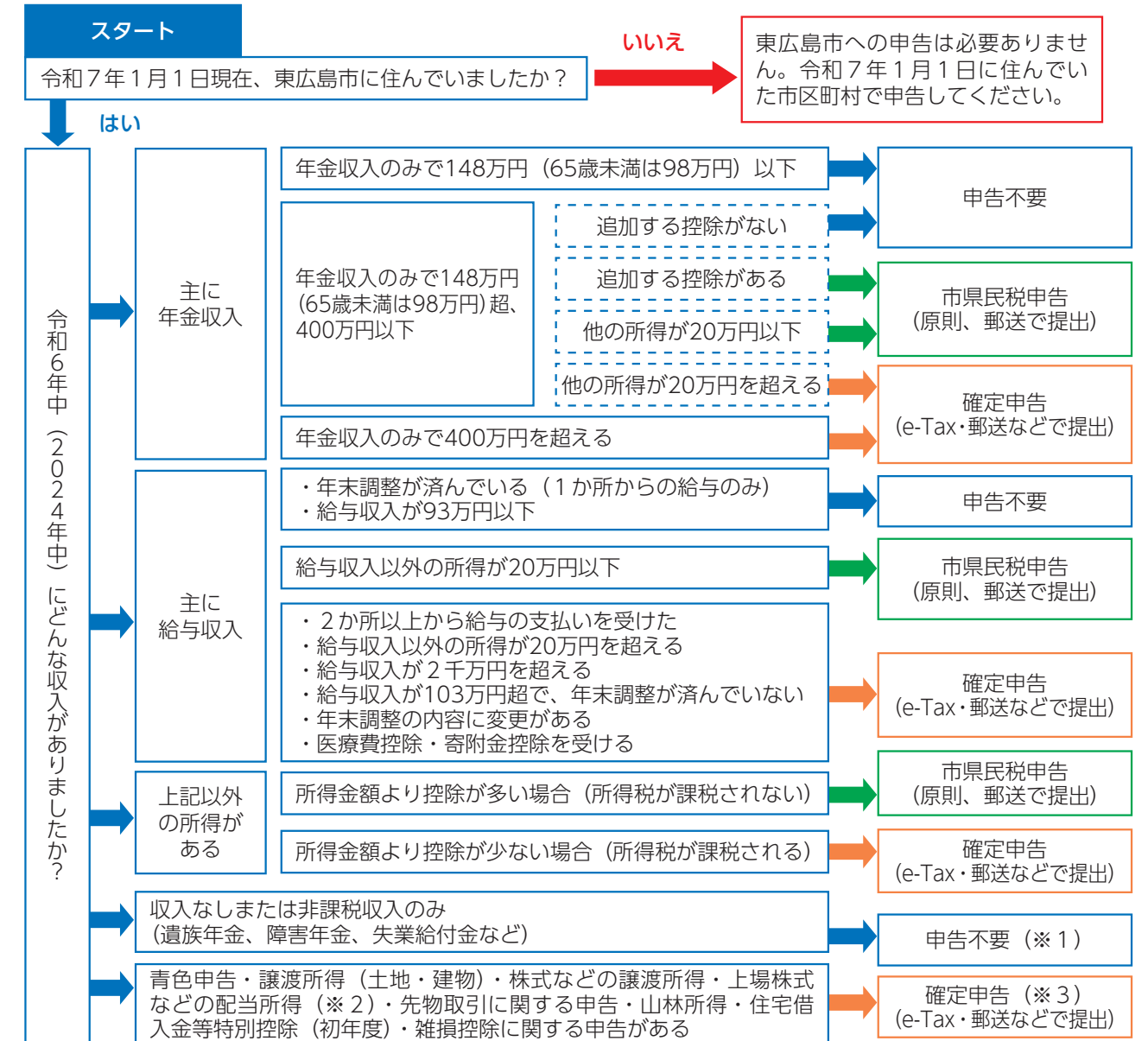
②署名用電子証明書(英数字6～16文字)

申告に必要な書類など

☐ 個人番号確認書類 (マイナンバーカードや通知カードなど)	☐ 国民健康保険税(料)、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額が分かる証明書
☐ 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)	☐ 保険料(生命保険、個人年金、介護医療、地震)の控除証明書
☐ 給与・報酬・年金・恩給などの源泉徴収票(原本)	☐ 寄附金控除を受ける人は支払金額が分かる証明書
☐ 営業・農業・不動産所得のある人は収支内訳書	☐ 勤労学生控除を受ける人は学生証のコピー
☐ 個人年金、保険の満期(解約)一時金を受け取った人は支払金額と経費が分かる支払証明書	☐ 障害者控除を受ける人は障害者手帳などのコピー
☐ 医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書	☐ 本人の通帳で口座が分かるもの(所得税が還付される人のみ)

申告フローチャート ～申告が必要か迷ったときは～

- ・納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、このフローチャートの結果にかかわらず確定申告が必要です。
- ・簡易に判断するためのフローチャートです。不明な場合はお問い合わせください。
- ・年齢は令和7年1月1日現在です。
- ・市県民税申告は郵送で、確定申告はe-Tax または郵送での提出をお願いします。



※1：所得証明書を必要とする人や国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人は申告が必要です。

※2：所得税と市県民税が源泉徴収されている場合は、申告義務がありません。

※3：税務署でのみ受け付けます。

会社などを退職し、健康保険の資格が無くなった人とその被扶養者は、表の①②③のどれかの健康保険に入る必要があります（退職後すぐに再就職し、退職日の翌日から再就職先の健康保険に加入する場合は除く）。

	①東広島市国民健康保険(国保)に加入	②前勤務先の健康保険に加入(任意継続)※加入期間は2年間	③家族の健康保険の被扶養者になる
主な加入要件	・他の保険に入っていない ・本市に居住している	退職日までに2か月(共済組合は1年)以上被保険者であった※退職日の翌日(共済組合は退職日)から20日以内に手続きが必要	被扶養者認定基準を満たせば加入できる(健康保険によって異なる)
手続き・問い合わせ	国保年金課または各支所・出張所	以前に加入していた健康保険の保険者(全国健康保険協会、健康保険組合など)	家族の勤務先

国民年金保険料をまとめて納付（前納）することで割引を受けることができます。

口座振替・クレジットカードによる4月分からの前納の申込期限は2月28日（金）です。

口座振替	クレジットカード払い	納付書（現金）払い・スマホアプリでの支払い
口座振替納付申出書を金融機関または国保年金課の窓口へ提出	呉年金事務所へ問い合わせ ☎(0823) 22-1691	1年前納、6か月前納／4月初旬に届く納付書で納付 2年前納／呉年金事務所または国保年金課へ問い合わせ

お知らせ 認知症高齢者等見守りシールをご存知ですか

問地域包括ケア推進課 ☎(082) 422-1022

認知症の人が行方不明になったとき、二次元コードを読み取ると家族などの保護者に連絡が届くシールです。衣服やかばんなどに貼ることができ、利用料は無料です。

対本市に居住かつ住民票を有し、在宅生活をしている人で、行方不明になる恐れのある認知症の高齢者等（若年性認知症を含む）



脱退手続き

就職などで新たに健康保険に加入したときは、それまで加入していた健康保険の脱退手続きが必要です。

非自発的に失業した場合の国保税などの軽減

解雇などの非自発的理由で失業し、失業保険を受給する人は、国保税などが軽減される場合があります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は収入がなくても所得申告が必要です

申告期限／4月15日（火）

※2月中旬に申告書を郵送します。申告書が届かない人はお問い合わせください。

※以下の場合場合は所得申告が不要

- ・公的年金収入のみの人（老齢福祉年金、遺族年金、障害年金などの収入のみの方は申告が必要です）
- ・給与収入のみで、勤務先で年末調整をした人
- ・確定申告をする人 ・市県民税申告をする人
- ・18歳未満の人（令和7年1月1日時点）

募集 パブリックコメントを募集します

問技術企画課 ☎(082) 420-0943

東広島市自転車活用推進計画

市の自転車活用の基本方針を示す計画です。

日2月3日（月）～28日（金）

場技術企画課、各支所・出張所、市ホームページなど

対市内在住の人、市内に通勤・通学している人

申持参または郵送、ファクス、ウェブ

問技術企画課

☎(082) 420-0943

FAX(082) 420-0967

職務内容や手当など、詳細は市ホームページでご確認ください。

※申込書類を持参して提出する場合は、開庁時間（8:30～17:15）にお願いします。



	職名	勤務地	専門資格・知識など	申込期限（必着）	問い合わせ先	
事務	一般事務員	市役所、各支所・出張所など	不要	2月5日（水）	職員課	☎(082) 420-0909
	一般事務員（障害者手帳などの交付を受けている人）	市役所、各支所・出張所など	不要	2月5日（水）	職員課	☎(082) 420-0909
	戸籍等事務員	市役所	不要	2月6日（木）	市民課	☎(082) 420-0915
教育	中学校講師	市立中学校	要	2月14日（金）	学事課	☎(082) 420-0975
	小中学校養護講師	市立小・中学校	要	2月14日（金）	学事課	☎(082) 420-0975
	看護師（フルタイム・年休代替）	市立小・中学校	要	2月14日（金）	学事課	☎(082) 420-0975
	教科等指導支援員	市立小・中学校	要	2月14日（金）	指導課	☎(082) 420-0976
	学校教育支援員、教育補助員	市立小・中学校	不要	2月14日（金）	指導課	☎(082) 420-0976
	部活動指導員	市立中学校	不要	2月14日（金）	指導課	☎(082) 420-0976
	学校司書、心のサポーター、コミュニティ・スクール推進員	市立小・中学校	要	2月14日（金）	指導課	☎(082) 420-0976
	児童厚生員	安芸津児童館子どもの家	要	2月28日（金）	青少年育成課	☎(082) 420-0929
	第2児童青少年センター活動推進員	第2児童青少年センター（高屋出張所内）	要	2月5日（水）17:00	青少年育成課	☎(082) 420-0929
	教育相談員、児童青少年センター活動推進員	児童青少年センター（サンスクエア東広島1階）	要	2月5日（水）17:00	青少年育成課	☎(082) 420-0929
	保育士（フルタイム）・加配保育士（パートタイム）・加配保育士（年休代替）・看護師（フルタイム、年休代替）	市立保育所・認定こども園	要	2月14日（金）	保育課	☎(082) 420-0934
	給食調理員（フルタイム、パートタイム、年休代替）	市立保育所・認定こども園	不要	2月14日（金）	保育課	☎(082) 420-0934
子育て	ファミリー・サポート・センターアドバイザー（代替）	ファミリー・サポート・センター	不要	2月7日（金）	こども家庭課	☎(082) 420-0941
	女性相談員、心理相談員、保健師・助産師	市役所など	要	2月7日（金）	こども家庭課	☎(082) 420-0407
	介護保険認定調査員	市役所または黒瀬・福富・安芸津支所	要	2月14日（金）17:00	介護保険課	☎(082) 420-0937
福祉	高齢者地域生活相談員、地域包括支援センター事務員、理学療法士・作業療法士	市役所	要	2月14日（金）	地域包括ケア推進課	☎(082) 420-0984
	健康診査事業事務員	市役所	不要	2月10日（月）	医療保健課	☎(082) 420-0936
	保健師、精神保健相談員、管理栄養士、歯科衛生士	市役所または黒瀬・豊栄・河内・安芸津支所	要	2月10日（月）	医療保健課	☎(082) 420-0936
	休日診療所看護師	休日診療所（医科）	要	2月10日（月）	医療保健課	☎(082) 420-0936
	国民健康保険事業等保健師・看護師・管理栄養士	市役所	要	2月14日（金）17:15	国保年金課	☎(082) 420-0933
	援護業務相談員	市役所	要	2月10日（月）17:15	地域共生推進課	☎(082) 420-0932
	道路復旧員	市役所または各支所	要	2月10日（月）17:00	維持課	☎(082) 420-0949
文化	芸術文化活動推進員、市史編さん調査員	市役所	要	2月14日（金）17:00	文化課	☎(082) 420-0977
	出土文化財管理センター事務職員	出土文化財管理センター	不要	2月14日（金）17:00	文化課	☎(082) 420-7890
	埋蔵文化財調査員	出土文化財管理センター	要	2月14日（金）17:00	文化課	☎(082) 420-7890